

『逐条解説』とは条文を一つ一つ順に説明するという意味です。

目次

前文

- 第1章 総則(第1条―第5条)
- 第2章 議会の活動原則(第6条・第7条)
- 第3章 議案及び政策の審議並びに調査(第8条―第15条)
- 第4章 市民との情報共有(第16条)
- 第5章 市民参加の促進(第17条・第18条)
- 第6章 議員間討議及び政策提案(第19条―第23条)
- 第7章 議員の政治倫理及び議員報酬(第24条・第25条)
- 第8章 議会事務局等の充実(第26条・第27条)
- 第9章 見直し手続(第28条・第29条)

附則

南丹市民(以下「市民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される南丹市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制の下、その一翼を担い、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との持続的かつ適切なる緊張関係を保持し、市民の意思を的確に市政に反映させるために、最良の意思決定を行うことにより、市民の負託に応え、南丹市の発展と市民福祉の向上を図る責務を有している。

地方分権の時代を迎え、自治体の自治の範囲が拡大し、その自己決定、自己責任の範囲も拡大する中で、議会の果たすべき役割は、ますます大きくなっている。

議会は、こうした時代変革を認識し、さまざまな議会運営の改革と改善に取り組んできたが、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組をより確かなものにするため、積極的な情報公開による市民との情報共有、議会活動への市民参加の推進、議員間の自由討議の展開などの取組を進め、市の最高意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、真の地方自治の実現のために全力を挙げることを決意し、最高規範である本基本条例を制定する。

【前文の解説】

前文は、本条例の趣旨や制定に至った背景を示しています。同時に、本条例の制定にあたって、南丹市議会の決意を示すものです。

地方公共団体では、議決機関である議会を構成する議員は、選挙において住民の直接選挙によって選出されており、住民の代表者で構成されます。

二元代表制の一翼を担っている議会の役割は、市長をはじめとした執行機関と緊張関係を保ちつつ、その事務の執行を監視していくことであるとともに、市民の意思を市政に反映させる大きな役割を担っています。

国や府の権限や財源を地方自治体に移譲することが進められ、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようになり、議会の議決事件や審議対象も拡大し、議会の責任や果たす役割の重要性は増しています。こうした中、更に議会活性化の取組を進めることにより議会はその使命を十分に果たし、市民の負託に真摯に応えていくため、議会における最高規範として南丹市議会基本条例を制定するという決意を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、真に市民の負託に応え、市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

【条文の解説】

条例の目的は、二元代表制の下で、議事機関としての議会の果たすべき役割を明らかにし、議会がその機能を発揮し、市民の負託に応えることにより、市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的として定めています。

〈用語解説〉

二元代表制：地方自治体において執行機関である首長（市長）と議決機関である議会を構成する議員の双方を、市民が直接選挙で選ぶ制度をとっていることを言います。

※市議会は、市民に代わってその声を市政に反映するところで、市の意思を決定する議事機関です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

【条文の解説】

この条例でよく使う用語で、明確な定義が必要なものについて、物事の意味・内容を他と区別できるように、言葉で明確に限定しています。

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会の最高規範としての位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【条文の解説】

この条例を、本市議会に関するすべての例規（条例や規則）に優先するものと位置付けています。

この条例の目的や考え方が、議会に関するすべての例規に反映されなければなりません。

(議会の位置付け)

第4条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策立案機能及び政策提言機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

【条文の解説】

議会の位置付けを明確にし、役割を定めています。

議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対して意思決定を行う権限を持っており、そのために市民の代表者である議員が議論を行う必要があります。

また、市長等による行政執行や予算執行が適正に行われているかをチェックする役割や、積極的な議論により、政策立案や政策提言を行う役割も持っています。

(議長・副議長の選出)

第5条 市民に開かれた議会の実現のため、議長及び副議長の選出については、その選出過程を透明化することを目的として、立候補制をとるものとする。

【条文の解説】

議長と副議長の選出については、公正性、透明性及び信頼性を重視し、選出過程を透明化することにより、市民に開かれた議会運営をしていくことを定めています。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

- 第6条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由などを市民に対し説明する責任を果たさなければならない。
 - 3 議員は、常に自らの資質の向上と研鑽に努めなければならない。

【条文の解説】

議会としての活動原則として、3つを定めています。

市民から選ばれた議員で構成する議決機関として、市政における課題全般について、市民に開かれた議会として様々な機会を通して、多様な市民の意見を的確に把握し、南丹市全体の見地から議会運営に努めることを定めています。

また、市民に対し、議会の議決や運営について、情報公開に努め、経緯等の説明責任を果たすことを定めています。

さらに、議員としての資質の向上と自己研鑽に努めることを定めています。

(会派)

- 第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。
- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案、政策決定及び政策提言等のために調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【条文の解説】

議会内で基本的な理念や政策の考えを同じくする議員同士が会派を結成することにより、条例案の提出等の議会活動を円滑に実施できるように定めています。

また、会派で調査研究を実施し、政策立案や政策提言を行うことや、会派同士の意見の調整等を行うことにより、議会活動・議会運営の円滑な実施に努めることを定めています。

＜用語解説＞

会派：本市議会では、2人以上の所属議員を有する団体を会派としています。

第3章 議案及び政策の審議並びに調査 (議会の議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項については、別に条例で定める。なお、議事機関としての機能強化のため、議決事件の拡大に努めるものとする。

【条文の解説】

地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられています。加えて、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

現在、本市議会では、各法律及び条例に基づいて市が策定する市の基本構想及び基本計画等の特に重要な計画等を議決事件としています。これにより、計画策定時点から議会意見の反映を可能としています。

今後も、必要に応じて議決事件の追加、見直しを行います。

(政策提案の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、その審議の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合振興計画等における根拠又は位置付け
- (3) 政策等に関係ある法令及び条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算の内容

【条文の解説】

市長が議会に重要な政策等を提案しようとするときは、その背景・目的・効果、総合振興計画等における根拠や位置付け、関係する法令や条例等、政策等の実施にあたっての財源措置や将来に渡っての政策等のコスト計算といった事項について、議会での審議に必要な情報として、市長に説明を求めることを定めています。

(質問)

第 10 条 議員は、本会議において、代表質問、一般質問及び緊急質問(以下本条において「質問」という。)を行うことができる。

- 2 議員は、質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。
- 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。

【条文の解説】

本会議において、議員が行う質問の種類、通告義務、手法を規定しています。

本市議会では、南丹市議会会議規則並びに南丹市議会における議員申し合わせ事項で定めています。

〈用語解説〉

代表質問：毎年度の当初予算を審議する会議で、市長が行う市政方針、または、市長が当選後初めての会議で行う所信表明に対して行う質問をいいます。各会派の代表が質問を行います。

一般質問：議員が、市の一般事務について、市長等に対して行う質問をいいます。

関連質問：一般質問を行った議員と同一会派の議員が、一般質問の内容に関連して、市長等に対して行う質問をいいます。

緊急質問：緊急を要するときや、真にやむを得ないと認められるときに、市長等に対して行う質問をいいます。

一問一答方式：質問項目のうち、ひとつずつ尋ねたい内容を、議員の発言、市長等の答弁という形で問答を繰り返す方式で、行政の課題に関する論点や争点を明確にできます。また、質問項目すべてを一括して議員が質問し、その後一括して市長が答弁する質問方法を一括質問一括答弁方法といいます。

(反問権)

第 11 条 本会議及び委員会において、議員の質問に対し、答弁をする者は、論点を明確化し、議論を深める目的で反問することができる。

【条文の解説】

本会議や委員会において、市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行いますが、答弁を行うにあたり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方に議論が分かりにくいものとなってしまいます。そこで、市長等が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨を確認できるよう定めることで、議論を明確にしようとするものです。

(発言の取消し勧告)

第 12 条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

【条文の解説】

議会の会議における発言の訂正、取消しについては、地方自治法において、議員の発言については、秩序維持の範囲内で行うことができると規定されていますが、これは市長をはじめとする市職員には及びません。

そのため、議員は勿論、市職員が、本会議・委員会において、無礼な言葉、他人の私生活にわたる発言等の不穏当な発言を行ったときに、議長・委員長が、発言の取消しを勧告できることを定めています。

(文書質問)

第 13 条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。

3 議長は、第 1 項の規定により文書質問を行う場合においては、市長等に文書により回答を求めるものとする。

【条文の解説】

議員が、市政に関して文書による質問を、議長を経由して行うことができることとし、これに対して市長等に文書により回答を求めることを定めています。

(附帯決議等への対応)

第 14 条 議会は、本会議又は委員会において可決した附帯決議について、市長等に対し、最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告するよう求めることができる。

【条文の解説】

議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明する附帯決議等について、議会は、市長等に対し、付託された附帯決議等の内容を尊重するとともに、附帯決議等の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告するよう求めることを定めています。

(政務活動費)

第 15 条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るために交付される政務活動費の執行にあたっては、南丹市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年 2 月 25 日条例第 1 号）を遵守しなければならない。

【条文の解説】

政務活動費は、議員の調査研究及びその他の活動に役立てるため、地方公共団体会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても、条例に基づき交付されています。

ここでは、会派又は議員が政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及びその他の活動を行うことを定めています。また、使途基準に従った適正な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。

本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書等の写しを公開し、使途の説明を義務付けています。

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

- 第16条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及びその他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。
 - 3 議長は、議会における決定事項について、積極的な情報の発信に努めなければならない。
 - 4 議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場を設けることに努めなければならない。

【条文の解説】

議会は、市の予算や条例等皆さんの生活に密着した事項を取り扱っています。そのため、議会は、市議会だより、市議会ホームページ、CATVによる議会中継、インターネット配信等により、議会活動についての情報を積極的に公開することで、皆さんと情報を共有しています。

また、本市議会では、情報の共有に向けた取組の一環として、議会が開催する各種会議は、原則公開とし、議会報告会も実施していますが、今後さらにそういった取組を推進していこうとする議会の姿勢を示しています。

第5章 市民参加の促進

(公聴会等)

- 第17条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、広く市民や有識者の意見を聞き、討論に反映させるよう努めるものとする。

【条文の解説】

本会議等における討議に市民等及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用することを定めています。

《用語解説》

- 公聴会制度：議会が、一定の事項について判断、決定するとき、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考とすることをいいます。地方議会においては、常任委員会等が、予算その他の重要な議案に関して、公聴会を開催することができます。公聴会では、賛成、反対それぞれの立場の人から個々に意見を聴きます。
- 参考人制度：常任委員会等が、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため、必要があると認めたときに、審査の参考とするため利害関係者や学識経験者等の第三者に参考人として出席を求め、意見を聴くことをいいます。

(市民意見の反映)

- 第18条 議会は、議員が提案する条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 2 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見表明の機会を設けることができる。陳情と要望は、委員会の判断により、配布するだけでなく審議することができる。

【条文の解説】

議員が、条例制定等をするにあたっては、制定過程でパブリックコメントの実施や様々な手法により、市民等に対しその素案の説明を行うとともに、意見を募集し、条例案等に反映させることを定めています。

また、議会に提出された請願においては、委員会において詳細な審査が行われます。委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から、請願を提出するにいたった背景や目的等の意見等を伝える機会を設けることができることとしています。

＜用語解説＞

パブリックコメント：計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、住民からの意見を求め、寄せられた意見に対する考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して、意思決定を行うしくみのことをいいます。

紹介議員：地方公共団体の議会に請願しようとする者は、地方自治法第124条で定められているとおり、議員の紹介により請願書を提出しなければなりません。紹介議員は、請願書の表紙に署名を行うことから、請願の趣旨に賛同している必要があります。

第6章 議員間討議及び政策提案

（議員間討議及び意見集約）

第19条 議員は、委員会等の会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議に努めなければならない。

2 委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

【条文の解説】

これまで、議会の会議においては、必ずしも議員間の議論が活発であったとは言えず、市長等に対する質疑が中心でした。今後はそれを改め、議員間での議論を活発化して、いこうという姿勢に加え、委員長といった会議の長が、議論結果を市政に反映させるための意見集約を行うことを定めています。

（政策提言等）

第20条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間討議を行い、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

【条文の解説】

議会は、議員間の討議に努めます。その結果、意見集約がなされた事項については、議会として、市長等に対して政策として提言したり、議員から条例制定議案を提出したりするなど、実際の予算、施策に結びつけていかなければなりません。

（調査機関の設置）

第21条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【条文の解説】

議会が、議会活動や政策の重要案件について、調査のため、必要に応じ調査機関を設置できることを定めています。

学識経験者等の専門的な知識を有する人で構成する調査機関が、当該案件の内容等の調査を行い、議会に対して報告を行うことにより、その報告を議会活動や審査の参考にしようとするものです。

(議会意見の尊重)

第 22 条 議会は、市長等が行う予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するよう求めることができる。

【条文の解説】

議会は、予算案や各種政策の策定にあたり、議会で集約された意見を最大限尊重するよう求めることを定めています。

(議員研修)

第 23 条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

【条文の解説】

議会は、本市の抱える課題について、提案する能力を身につける必要があります。そのため、議員にとって必要な研修を実施する義務があることを定めています。

第 7 章 議員の政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第 24 条 議員は、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

【条文の解説】

議員は、市民の代表であり、本市の意思決定機関である議会の構成員として、市政の発展や市民生活の向上に携わっています。そのため、誠実かつ公正に職務を行わなければなりません。議員としての責務と政治倫理を持ち、この内容を遵守し、品位を保持する義務があることを定めています。

(議員報酬)

第 25 条 議員報酬は、別に条例で定める。

【条文の解説】

議員は、市の意思決定等について市民を代表しており、議員報酬は議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動の状況を反映するものとして定めなければなりません。

第8章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

- 第26条 議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。
- 2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。
- 3 議長は、議会の活動を支援することができる資質を備えた市職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請することができる。

【条文の解説】

議会事務局は、地方自治法により議会に設置できると規定されています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。政策立案や政策提言を行うにあたり、議員に様々な調査研究や法制に関する知識が必要になるため、議会事務局の組織の充実に努めるものです。また、現在、議会事務局職員は、市職員が出向という形で議会に携わっていますが議会の活性化、充実、発展に心がけて事務にあたらなければなりません。

(議会図書室)

- 第27条 議会は、議員の調査研究に資するため図書等の充実に努めるものとする。

【条文の解説】

地方自治法では、議員の調査研究のために議会図書室を設置することが定められており、議員の政策立案及び政策提言のために、資料等をより充実させる必要があります。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

- 第28条 議会は、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

【条文の解説】

この条例に書かれた内容を点検し、必要に応じて条例改正を行うことができ、皆さんからの意見を聴かせていただきながら、信頼を得られる議会であるよう適切に見直しを行うことを定めています。

(委任)

- 第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。